

国 保 通 信



■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159

平成24年4月1日から、外来診療でも『限度額適用認定証』（以下『認定証』）を提示すれば、入院の場合と同様に医療機関等の窓口での医療費の支払いは、自己負担限度額までで済むようになります。

これまでは高額な外来診療を受けたとき、ひと月の医療機関等の窓口負担額が自己負担限度額以上になった場合は、いったんその金額を支払っていたら、申請により限度額を超えた分を、後で医療保険者から高額療養費として支給していました。

●平成24年4月1日から医療機関等の窓口で『認定証』を提示すれば、自己負担限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

●保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療についても同様の扱いを受けることができます。（柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージ施術などは対象外です）

●複数の医療機関で受診された場合、医療機関では合算することができないため、それぞれの医療機関で自己負担限度額まで支払っていただき、後で医療保険者から高額療養費として支給します。

●『認定証』は、加入されている医療保険者に事前に申請し、交付を受けてください。申請方法や自己負担限度額等、詳しくは加入されている医療保険者に相談してください。

●70歳以上で非課税世帯でない方については、申請は必要ありません。

国民健康保険加入の方は、保険年金係で手続きをしてください。『認定証』は申請し交付を受けて医療機関へ提示した月からの適用となります。（現在入院の『認定証』をお持ちの方は、手続きの必要はありません）

*手続きに必要なもの

- ・ 申請に来られる方の印鑑
- ・ 申請に来られる方の身分証明書（運転免許証等）
- ・ 外来診察をされる方の保険証

※国民健康保険税に未納がある場合には、『認定証』の交付はできません。

治療と健診は違います！
健診は、自分が病気と思わないでいる「自覚症状がない生活習慣病」を見つけるために必要です。



「治療中だから健診は受けなくてもいいでしょう？」と言われてますが…

平成22年度の特定健診は1,972人が受診され、243人の方が治療している病気以外の病気を発見することができました。

生活習慣病は、障害を起こすような状態になるまで、自覚症状がありません。治療中だからと安心していませんか？

このような実態から、治療中の方も健診を受けていただき、自分の健康管理のために役立たせてほしいと思います。

194人の糖尿病または脂質異常症（高コレステロール血症）で治療中の方から

43人の高血圧が見つかりました。
そのうち中等度（160～179/100～109）の方が4人見つかりました。

568人の高血圧または糖尿病治療中の方から

164人の脂質異常症（高コレステロール血症）が見つかりました。
冠動脈疾患を起こす危険な状態の方が65人も見つかりました。

638人の高血圧または脂質異常症（高コレステロール血症）で治療中の方から

36人の糖尿病が見つかりました。
糖尿病の合併症がおこる危険な状態（HbA1c7.0以上）の方が12人も見つかりました。

■問い合わせ

健康増進課 健康増進係

☎ 75-3335

平成22年度
特定保健指導を受けられた
山口 敦さん（北多久町）

住民さんの
声
vol.37

質問 生活習慣の改善を目指して取り組み、変わったことは？



体重：4 kg 減
腹囲：5 cm 減

体の事を考えて、野菜を多めに食べるようになりました。以前は紅茶に砂糖やハチミツを入れて飲んでいましたが、今は砂糖などは入れないようにしています。